

[事案 2019-334] 既払込保険料一部返還請求

・令和2年10月19日 裁定終了

<事案の概要>

非喫煙の健康割引特約に申し込んだにもかかわらず、実際には特約が付加されていなかったことを不服として、保険料の一部返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成23年3月に契約した生活保障保険について、以下等の理由により、既払込保険料と非喫煙の健康割引特約にもとづく保険料との差額を返還してほしい。

- (1) 診査報状で、非喫煙の健康割引特約の加入の意思を明らかに示している。
- (2) 診査医の問診を受け、喫煙しない旨を回答し、コチニン検査を受けた。また、診査医が、「この値ならば、加入できますよ。」と言った。
- (3) 加入の動機は、募集人から「非喫煙ならば下がるよ。」と口頭で説明を受けたことである。
- (4) 非喫煙以外に何らかの条件があることは、口頭での説明は受けておらず、また書面による資料も提示を受けていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、そもそも健康割引特約を申し込んでおらず、したがって、健康割引特約を前提とする非喫煙の健康割引特約にも加入していない。
- (2) 申立人の自署と診査医の記名押印のある診査報状には、申立人が非喫煙検査を受けていないことが明記されている。
- (3) 申立人の既往歴から、非喫煙の健康割引特約はもとより、健康割引特約についても、引き受けできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が非喫煙の健康割引特約に加入していたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。